

通貨供給システム改革論

富 塚 文太郎

はじめに

市場経済すなわち貨幣経済の発展のためには、その成長を支える貨幣の供給の増加、それも最終的には現金通貨の供給の増加が不可欠である。そうした貨幣供給の増加は、資本主義諸国が1930年代に金本位制＝兌換銀行券制度を停止して以後は、もっぱら中央銀行による対民間信用の拡大と、それを根底で支える現金＝中央銀行券（金貨との兌換性を持たなくなった）の発行の増加によってまかなわれてきた。

また、通貨（現金通貨及び預金通貨）の供給増加がもっぱら中央銀行を通しての金融のルートで行われることになった結果、中央銀行を頂点とする金融システムの異常な拡大と、それによる経済全体の支配（とその弊害）が生み出されることになった。

しかし、ここで問われるべきは、金本位制が消滅して貨幣（金貨）が市場によって（産金業者の私的生産によって）供給されなくなった時代において、貨幣とくに現金通貨を供給する責任と権限を誰が負うべきか、という問題である。私の結論は、貨幣が私的にではなく公的に供給されて社会の公器（公共財）となっている現代においては、その責任と権限は社会を代表し総括する国家が負うべきだ、という点にある。

ところが現実には、この責任と権限を、本来は私的機関である中央銀行（日本では半官半民）が独占し、中央銀行を頂点とする金融寡頭制に政府をも従属させるに至っている。だが今日まで、このような中央銀行システムの不当性はほとんど真正面からは批判されてこなかった。

それでは、現代の中央銀行がこのように過大な権限を獲得し、それを維持し得ているのはなぜなのか。実は中央銀行がそれを獲得したのは、金本位制の停止により、中央銀行が自ら発行する銀行券の金兌換の義務から解放され、やがて銀行券発行についての量的制約からも解放されて、独占的な現金通貨供給権を手中に収めるに至ったことによる。

そして、中央銀行がそうした銀行券の無制約な発行の権限を維持し、そのことを当然視し得ているのは、かつての兌換銀行券発行の時代の中央銀行と同様に、あたかもそうした銀行券の無制約な発行が自己責任（信用供与に伴う信用リスクを負う）の下で行われているかのような擬制によってである。

このような擬制を可能にしているのは、現代の中央銀行によって発行される銀行券が、兌

換銀行券の場合と同様に、中央銀行の「負債」であるという偽装によってである。そのような偽装により、銀行券の発行は「負債の創造」であるから、実際には中央銀行はその発行を無制限には（無責任には）行い得ないはずだという誤解（迷信）が生み出された。

だが、実際には、現代の中央銀行券は中央銀行の負債ではない。それは、中央銀行が社会に供給している現金通貨という資産である。その結果として政府は、現代における現金通貨の供給という重要な権限と任務から疎外されるに至っている。そうしたことが、現代の先進資本主義国において、ルーズな金融と窮屈な国家財政という矛盾を生み出す一大原因となっている。

そこで以下では、なによりもまず、現代の銀行券の性格を解明することから論を進める。そのためには中央銀行のバランスシート（貸借対照表）の分析を行う必要がある。ここでは、中央銀行として日本銀行を例として取り上げ、その現代のバランスシートと、兌換銀行券を発行していた時代のそれとを考察、比較する。

（１）現代日銀のバランスシート

現代の中央銀行のバランスシートの例として、日本銀行の2009年度のそれ（平成21年度末の資産、負債及び純資産の状況）を取り上げる（表1）。

このバランスシートにおいて、「発行銀行券」（77兆3527億円）は「負債の部」の冒頭に記載されている。

ところで、負債とは「一般的にいえば、一定時点において、特定の会計単位（企業）が特定人（債権者）に対して、後日、一定の貨幣、財貨および用役を提供しなければならない債務もしくは義務のことをいう。その大部分は貨幣支出をともなう金銭債務である」¹⁾。しかし、日本銀行が発行した銀行券は何らかの資産（貨幣、財貨）や用役でもって支払い（償還）すべき義務を負っていない。

この点は、金本位制下あるいは銀本位制下（兌換制下）における兌換銀行券が、請求があれば金貨あるいは銀貨によって兌換（額面の通りに交換）すべき日本銀行の負債、すなわち一覧払いの金（あるいは銀）債務証書であったこと（後述）と決定的に異なる。すなわち、兌換銀行券が上述の意味で「信用貨幣」であったのに対し、現代の日本銀行券は兌換の義務を負わない銀行券であり、したがってしばしば「不換銀行券」ともいわれる。

だが、不換銀行券という表現は、その銀行券が将来いつかは兌換される可能性をもっているということを含意しているのに対し、現代の日本銀行券には将来にわたっても兌換の可能性はない。そのような銀行券を不換銀行券というように、すなわち「〇〇でない銀行券」というように、ただ否定的に表現するのは概念の規定としては妥当ではない。したがって、現代の日銀券は「紙幣」と規定すべきである（注）。

表 1 日本銀行「平成 21 年度末の資産、負債及び純資産の状況」
(単位 億円)

(資産の部)	
金地金	4,412
現金	3,301
買現先勘定	49,833
国債	730,661
(うち長期国債)	502,129
コマーシャル・ペーパー等	
社債	1,722
金銭の信託(信託財産株式)	14,255
貸出金	357,839
外国為替	50,227
代理店勘定	193
その他資産	3,578
有形固定資産	2,214
無形固定資産	1
資産の部合計	1,218,241
(負債の部)	
発行銀行券	773,527
預金	234,985
(うち当座預金)	234,553
(うちその他預金)	432
政府預金	30,186
売現先勘定	116,515
その他負債	443
退職給与引当金	1,932
債券取引損失引当金	22,433
外国為替等取引損失引当金	7,945
負債の部合計	1,187,969
(純資産の部)	
資本金	1
法定準備金	26,599
特別準備金	0
当期剰余金	3,671
純資産の部合計	20,272
負債および純資産の部合計	1,218,241

(注) 私は従来は現代の日銀券を「中央銀行紙幣」と呼んできたが²⁾、この紙幣は、現実には政府によって製造されて日銀に交付されていること、また本来的にも政府によって発行されるべきものである(後述)ことを考慮すると、「国家紙幣」あるいは「政府紙幣」と呼ぶのが適切かも知れない。

では、このような日本銀行券はどのようにして発行され、また日本銀行から通貨流通の場へ入るのだろうか。

日本銀行による「銀行券・貨幣の発行・管理の概要」（ホーム・ページ）によれば、まず「銀行券は独立行政法人国立印刷局によって製造され、日本銀行が製造費用を支払って引き取ります」。

日本銀行券はこのような製造と交付（日銀への）の仕方から見ても、政府紙幣である。しかし、仮に日本銀行自身が印刷所を持って自前で日本銀行券を印刷したとしても、本来公器である現代の現金通貨を製造・発行する権限は政府にあると考えれば、そのことは日本銀行が政府の役割を代行しているものと理解すべきであろう。

日本銀行券がこうして製造され日本銀行に入ったことをもって、それが「発行」されたものと理解するのが論理的であるはずだが、日本銀行自身による説明では、それは銀行券の「発行」ではない。銀行券の「発行」とは、日銀企画室による「日本銀行の政策・業務とバランスシート」と題した解説（2002年7月）によると次の通りである。

「銀行等の取引先（日銀の一引用者の加筆）は、取引先の顧客（企業や個人等）の求めに応じて、銀行券の受払を行っている。取引先が顧客に払い出す銀行券は、日本銀行から払い出される。日本銀行が取引先に対して銀行券を払い出した場合、日本銀行はその取引先の当座預金を引き落とすため、負債サイドにおいて、『発行銀行券』の科目が増加する一方、『当座預金』の科目が減少する（銀行券受入れの場合には、逆の動きとなる）」と。

これはわかりにくい文章だが、上で見た「銀行券・貨幣の発行・管理の概要」（日本銀行）によると、「日本銀行の取引先金融機関が日本銀行に保有している当座預金を引き出し、銀行券を受け取ることによって、世の中に送り出されます。この時点で、銀行券が発行されたこととなります」ということである。

このように、日本銀行が取引先に対して銀行券を払い出した場合、日本銀行はその取引先の当座預金を引き落とすのは当然であるが、なぜ他方で「発行銀行券の科目が増加する」（銀行券発行高が増加する）のか？

この説明（実際にも日銀が行っている会計処理）にもとづくと、この取引は日銀のある科目の負債（当座預金）が減って、他の科目の「負債」（発行銀行券）が増えるということになるが、これはそもそも負債（当座預金）を支払う（決済する）ことなのだから、それによって新しい負債が発生することはない。

なぜなら、日本銀行券は通貨流通の場で「現金」として、「法貨」として無制限に通用する（日本銀行法第46条2項）最終的な決済手段（資産）である。また、実際にもそのように通用している。すなわち、「わが国において、日本銀行券によって支払を受けた場合には、決済は終了する」³⁾のである。

そのことは、あたかも、兌換銀行券制度のもとで、本位貨幣（スタンダード・マネー。金貨あるいは銀貨）が無制限法貨であった（例えば 1897 年制定の「貨幣法」第 7 条の規定）のと同様である。

実際には、取引先によるこの「当座預金の（日本銀行券による）引き出し」は、すでに日本銀行が手持ちしている銀行券（いわば「現金勘定」－後述－における資産として計上されてしかるべき）を外部に払い出すことを意味する。

したがって、日本銀行券の発行と流通の過程は、実際には日本銀行自身の説明とは異なり、政府による「貨幣」（注）の発行・流通と同じである。すなわち、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」（注参照）によれば、「貨幣の発行は、財務大臣の定めるところにより、日本銀行に貨幣を交付することにより」行われる。

また上述の「銀行券・貨幣の発行・管理の概要」（日銀）も、同様に、「貨幣は、日本銀行ではなく、政府が発行します。貨幣は独立行政法人造幣局が製造した後、日本銀行へ交付されます。この時点で貨幣が発行されたこととなります」と説明している。

（注）日本の現行法である「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」（後述の旧貨幣法に代るもの）によると、「通貨」とは、「貨幣」すなわち鑄貨（コインのことで、現在は 500 円、100 円、50 円、10 円、5 円及び 1 円の 6 種類）と「日本銀行が発行する銀行券」の 2 種類を指す（第 3 条）。

この「貨幣」とは、本来は法的には（1897 年制定の本邦初の貨幣法に定められたように）、本位貨幣である金貨（無制限法貨）及び銀貨、白銅貨、青銅貨（それぞれの一定額までが法貨として強制通用）などの補助貨幣を含む概念で、それらの「貨幣の製造及び発行の権は政府に属す」（上記の貨幣法第 1 条）ものとされた。

しかし現在は、貨幣が政府によって製造発行される点は貨幣法が施行されていた頃と同じだが、いまは金貨等が発行されなくなったので、貨幣とはほとんど日本銀行券を補う補助貨幣だけになっている（他には記念貨幣など）。

日本銀行券はこの貨幣の場合と同様に、実際には（日銀の公式説明とは違って）政府によって「発行」され、政府が日本銀行に交付し、日銀から市中に出て行く、すなわち「流通」に入ると理解されるべきものである。

ところが、公式には、上で見たように、「日本銀行が取引先に対して銀行券を払い出した場合、日本銀行はその取引先の当座預金を引き落とすため、負債サイドにおいて、『発行銀行券』の科目が増加する」、すなわち銀行券が発行される、と説明される。すなわち、政府が銀行券を製造してこれを日本銀行に引き渡した時点で銀行券が「発行」されるのではなく、日銀からそれが流通に出て行った時点で「発行」されたことになるのである。

貨幣、日本銀行券のいずれも国立の印刷所で製造されて日銀に引き渡され（銀行券の場合にだけ製造費用が日銀によって支払われる点にわずかな相違があるが）、市中の需要に応じて流通過程へ出て行くのに、貨幣の場合には印刷所から日本銀行に渡った時点が貨幣の「発行」とされるのに対し、日本銀行券の場合には公式には日本銀行から市中に出て行った時点で「発行」されることになっている。

なお、先に述べたように、日本銀行自身が自前の印刷所を持ち、そこで日本銀行券を製造したと仮定した場合には、たしかに日本銀行券は形の上では日本銀行により発行されたことになりそうだが、上述のような公式説明にしたがうと、発行はあくまで日本銀行券が流通に出て行った時点で起きる、ということになるであろう。

それはとにかく、繰り返すが、日本銀行券が日本銀行から出て行くのは、市中銀行等の日銀への預金という日銀の負債を手持ちの日本銀行券という現金通貨（資産）で支払う（決済する）ことであり、日本銀行が新たな負債を負うことを意味しない。この点は、かつての兌換銀行券が中央銀行による市中への貸し出し等に伴って、金貨や銀貨を貸し出し先に引き渡す代わりに、信用貨幣として（請求があれば金貨等で兌換すべき負債として）発行され、貸出先に引き渡されたのとは根本的に異なる。

ところが、現代の日本銀行は、日本銀行券の「払い出し」（実態は日本銀行の預金債務の決済）を、兌換制下の日本銀行による兌換銀行券の「発行」（負債の創造）と同一視しているのである。それは、現代の日本銀行による日本銀行券の投入（流通への）を、兌換銀行券の発行の場合に似せて自己の権限と責任による「発行」として示す（偽装する）ためだと言わなければならない。

そこで、次に、兌換制下の日本銀行のバランスシートを見ておこう。

（２）兌換銀行券発行時代の日銀バランスシート

1882年（明治15年）創設の日本銀行は1885年から兌換銀行券（銀貨兌換券）の発行を開始、日清戦争後の1897年（明治30年）に金本位制に移行（貨幣法施行）して、それまでの兌換券の銀貨兌換を金貨兌換に変更した。その後、1917年から1930年までの間と、1931年に金輸出を禁止した後の32年以降に金貨兌換を停止した。これにより、兌換銀行券は不換銀行券となり、1942年には新「日本銀行法」が施行されて、法的にも兌換銀行券は消滅して現行のような銀行券＝紙幣となった。

そのような兌換銀行券制が行われていた時期の日本銀行のバランスシートとして、ここでは明治36年（1903年）6月30日現在のそれ（日本銀行第42回半季報告中の貸借対照表⁴⁾）を取り上げる。この時点のバランスシートを取り上げるのは、①この時期までに銀本位から

金本位への移行が完了し、この期には兌換準備が金貨及び金地金のみとなったこと、②明治初年に発行された政府紙幣及び国立銀行（注）紙幣の償却が終り、日本銀行の「金銀勘定」（現金勘定、後述）から「紙幣」（政府紙幣）及び銀行紙幣（国立銀行紙幣）がなくなっている（明治 34 年 12 月 31 日の貸借対照表から）こと、③日露戦争（1904～5 年）が始まる前、すなわち戦争に伴う戦費調達問題が起きる前であることによる。

（注）政府紙幣の回収を一つの目的に明治 6 年（1873 年）から設立が認可された民間銀行で、自らも紙幣（初期には正貨兌換の、後には政府紙幣とのみ兌換の、すなわち事実上は不換の）を発行した。国立銀行という名称は、米国のナショナルバンクの翻訳だが、米国のそれは各州の法律によって設立されるステートバンクに対して、連邦の法律によって設立される銀行という意味であるから、明治期の国立銀行は「むしろ国法銀行とすべきであった」⁵⁾。

この国立銀行は第一国立銀行（明治 6 年設立。後の第一銀行→第一勸業銀行→みずほ銀行）から第百五十三銀行（明治 12 年、京都）まで設立された。これらの銀行も不換紙幣を乱発したので、政府紙幣とともに、明治初期のインフレーションの原因となり、日本銀行の設立による紙幣回収・償却の対象となった。

さて、1903 年 6 月末の「日本銀行貸借対照表」及び「兌換銀行券発行高半季実際報告表」⁶⁾ は表 2 及び表 3 の通りである。

表 2 の貸借対照表で注目すべき点は、①兌換銀行券発行高（兌換銀行券勘定）は貸方（負債の部）に 2 億 1067 万円が計上、これに対応して、②借方（資産の部）には地金勘定に地金 4049 万円及び金銀勘定に金貨などが計 7529 万円が計上されていることである。

このうち地金は金地金と銀地金（後述）であり、金銀勘定は表に明細が示されているとおり、金貨（本位貨幣）及び銀貨などの補助貨幣からなっている。この金銀勘定は「今日の言葉に直せば現金勘定という意味」であり、一般的には「この勘定に含まれるものは、政府の発行する本位貨幣・補助貨幣・政府紙幣、中央銀行以外の発券銀行すなわち国立銀行が発行する国立銀行紙幣、取立未済の切手手形である」⁷⁾。

この金地金と金貨が兌換銀行券の兌換準備であるが、ほかに兌換券の発行保証資産（後述）があり、それらの準備と保証の全体が表 3 の「兌換銀行券発行高半季実際報告表」に示されている。

表 3 の金貨と金地金の額は、表 2 におけるそれとわずかながら異なるが、それは、表 3 には正式に準備に繰り入れた分だけが計上されているためである。

日本銀行の兌換銀行券（負債）の発行限度については、明治 21 年（1888 年）の勅令「兌換銀行券条例中改正」により、いわゆる「保証発行屈伸制限制度」が採用されており、表 3 はこの制度にもとづく発行準備（準備と保証）を示している。この保証発行屈伸制限制度と

表2 日本銀行貸借対照表（明治36年6月30日）

（単位：円 円未満四捨五入）

借 方		摘 要	貸 方	
総 計	差引残高		差引残高	総 計
		◇兌換銀行券勘定 兌換銀行券発行高	210,665,387	210,665,387
		◇預金勘定		
		政府預金	9,070,001	
		国債元利預金	6,280,182	
		貨幣払渡元金	1,666,813	
		紙幣交換元金	285,497	
		定期預金	10,000	
		当座預金	3,787,878	
		振出手形	955,940	
		仕払送金手形	158,694	22,215,004
		◇貸出金勘定		
	32,000,000	政府貸上金		
	1,233,000	定期貸		
	2,148,034	当座貸		
	22,925,364	割引手形		
	3,065,223	外国割引手形		
	47,506,768	預け金		
110,005,553	1,127,165	銀行紙幣消却貸付金		
		◇公債証書勘定		
48,289,610	48,289,610	各種公債証書		
		◇地金勘定		
40,487,373	40,487,373	地 金		
		◇他店勘定		
727,752	727,752	他店貸		
		他店借	41,837	41,837
		◇代理店勘定		
	4,765,608	国債元利預金		
4,768,114	2,506	紙幣交換基金		
		◇株主勘定		
		株 金	30,000,000	
		積立金	16,700,000	
		所有物積立金	250,000	46,950,000
		◇所有物勘定		
	997,835	地 所		
	932,776	家屋金庫		
	42,291	什 器		
2,788,007	815,106	新築費		
		◇損益勘定		
		当半季利益金	2,023,628	
		前半季繰越金	461,030	2,484,657
		◇金銀勘定		
	74,291,407	金貨		

	809	銀貨		
	185	白銅貨		
	10	銅貨		
75,290,475	998,064	切手手形		
282,356,885	282,356,885	総計	282,356,885	282,356,885

表 3 兌換銀行券発行高半季実際報告表 (明治 36 年 6 月 30 日)
(単位：円 円未満四捨五入)

準備並保証		摘 要	発 行	
総 計	金 額		金 額	総 計
		◇兌換銀行券 発行高	210,665,387	210,665,387
	72,611,720	◇準備 金貨		
	40,397,902	金地金		
113,009,622	0	銀地金		
	44,141,750	◇保証 各種公債証書		
	2,345,000	大蔵省証券		
	32,000,000	政府証券		
	2,031,965	証券		
97,655,765	17,137,050	商業手形		
210,665,387	210,665,387	総計	210,665,387	210,665,387

は、次の通りである。

「まず第一に日本銀行は、正貨準備さえあれば、その金額の如何をとわず、いくらでも同額の兌換銀行券を発行し得る（正貨準備発行）。

第二に日本銀行は、商業手形・国債・大蔵省証券その他確実な証券を保証として、限度 7000 万円まで正貨準備発行とは別個に兌換銀行券を発行し得る（保証発行）。

第三に日本銀行は、金融状況に鑑み必要があると認定した場合は大蔵大臣の許可を得、かつまた政府に特別の発行税（これを制限外発行税という）を収めることを条件として、商業手形・国債・大蔵省証券その他確実な証券を保証として、7000 万円の限度を超過した兌換銀行券の発行をなし得る（制限外保証発行あるいは略して制限外発行）

これが保証発行屈伸制限制度といわれるのは、正貨準備発行の外に行い得る保証発行の限度を一応定めるが、必要があれば一定の条件を付して、その限度を超えた保証発行を可能ならしめる点に、保証発行の弾力性あるいは屈伸性が認められるからである」⁸⁾。

この改正条例で保証発行限度を 7000 万円と定めた根拠は、「わが国の通貨需要十年來の経験によれば 1 億 2000 万円より下ったことはなかつたので、その約五分の三に当たる 7000 万

円が兌換なくして市場に流通せしめ得る高と断定してよい、というにあった」⁹⁾。

この保証発行限度は、明治 23 年 (1890 年) に 8500 万円に、明治 32 年 (1899 年) に 1 億 2000 万円に引き上げられている。表 3 の「兌換銀行券発行高半季実際報告表 (明治 36 年)」では、こうした保証発行限度の引き上げを反映して、保証額は 1 億円近くに達している。

しかし、兌換銀行券発行高とその「発行準備額及び保証額の合計」は一致している。このように、兌換銀行券制が行われていた時代には、兌換銀行券はあくまで兌換可能と考えられる範囲内で発行されたのである。また、それが兌換されるべきものであることから日本銀行の負債であった。

ところが現代の日本銀行券発行高は、バランスシート上は負債として表し、兌換銀行券制の時代の銀行券と同じ性格を持っているように見せかけているが、実際には兌換の義務を負わず、したがって「負債」ではない。また、現代の日本銀行券発行高には、当然のことながら、それに見合うべき資産 (準備や保証) が示されていない。したがって、日銀券の発行高についての制度上の限度が存在しない。

従来は、日本銀行による兌換銀行券発行の限度については、上述のように、1888 年に保証発行屈伸制限制度が採用されたが、この制度は、兌換制 = 金本位制の停止 (廃止) にともなう 1942 年の「日本銀行法」の制定によって、銀行券の発行最高額だけを定める、そしてその最高額も必要に応じて改正できる「最高発行額屈伸制限制度」に改訂された。つまり、事実上、日本銀行券の発行の限度が取り払われたのである。

また、兌換制の下では、兌換銀行券の発行にはそれを裏付ける (兌換を保証する) 金準備と保証 (確実な債権) が必要だったが、この日銀法により、「日本銀行は銀行券発行高に対し同額の保証を保有することを要す」(第 32 条) と、保証物件だけが必要とされるようになった。

さらに、1998 年における日本銀行法の抜本的改正によって、この最高発行額屈伸制限制度も銀行券発行に関する保証の制度も廃止された。この廃止の理由とされたのは、銀行券発行高の制限については、金融政策によってコントロールされ得る「マネーサプライという概念がより重要」になったからであり、銀行券発行の保証物件を不要としたのは、「日本銀行券の価値の安定のためには、発行保証制度よりむしろ日本銀行の金融政策の適切な遂行が求められている」からだとされる (前掲、金融制度調査会報告)。つまり、金融政策の「結果」としての「通貨価値の安定」の成否だけが銀行券発行を律するルールだというわけである。

こうして、現代の日本銀行は、市中金融機関に対して信用及び信用貨幣を供給するという中央銀行本来の (限定された) 役割をはるかに超えて、事実上でも法的にも制約なしに現金通貨を発行できる (政府によって印刷・製造されるとはいえ) 機関に転化してしまっている。

(3) 通貨供給システムの改革

本稿ここまでの二つの節で考察したように、今の日本銀行のバランスシートは、日本銀行券を負債として計上し、兌換銀行券発行の時代の日本銀行のバランスシートに似せて作成しているが、その内容はかつての時代のバランスシートとは似て非なるものである。

現代の日本銀行券は、本位貨幣（金貨など）への兌換性がないだけでなく、確実な債権による保証（裏付け）も持たない。したがって、正しくは、日本銀行券は本来の銀行券ではなく（注）、紙幣である。

（注）日本銀行の役員・職員でも、学問的な厳密さを重んじた人たち、たとえば吉野俊彦（本稿の注5及び7に既出。元内国調査課長、後に理事。故人）は兌換制下の日本銀行の銀行券を「兌換銀行券」もしくは「兌換券」と呼んで、絶対に「日本銀行券」とは呼ばず、逆に現代の日本銀行の銀行券は必ず「日本銀行券」と呼んで、両者を厳密に区別した。

本稿では、日本銀行が現にそれを使用しているので、この意味での日本銀行券も便宜上「銀行券」と呼んでいる。

紙幣である日本銀行券は、兌換銀行券以来の歴史的経験の所産として、法貨として名実ともに強制通用力を持つ最終的な購買・支払の手段、現金通貨である。その点では、（通貨価値の変動を別として）日本銀行券は兌換制時代の本位貨幣（金本位制時代は金貨）と同じ機能を果たしている。すなわち日本銀行券は、金本位制時代の日本銀行信用（発行された兌換銀行券を含む）が最終的には金貨によって決済されたの同じように、今日の対日本銀行預金などの日銀信用を決済する手段として機能する。

この意味で、日本銀行券があるべき日本銀行のバランスシートに位置づけると仮定すれば、それは兌換制下の日本銀行貸借対照表（表2）の「金銀勘定」における金貨のように、新設の「現金勘定」における「紙幣」として資産の部に計上すべきであろう。その場合には、この紙幣＝現金通貨は、日本銀行への預金（日本銀行の負債）が取引先によって引き出されることなどに応じて、その残高が減少することになる。

このように位置づけると、日本銀行券は本来は日本銀行自身によってその信用貨幣として生み出されるものではないということ、それは論理的には日本銀行の領域外（銀行としての本来の業務外）から持ち込まれ、日本銀行の融資業務などによる、民間の日本銀行への預金の決済金として通貨流通の場に出ていくものであることが明らかになる。

そのことは、一般に金本位制時代において、金が私的企業である産金業者によって産出さ

れ、(国家の貨幣鑄造所で金貨に鑄造された後)通貨として支出され、やがて(流通した後に)預金として発券銀行(中央銀行)に入るか、あるいは発券銀行自身が金を市場から買い入れる(兌換銀行券によって)ことを通じて銀行に入ることに類似している。なお金本位制下では、国際収支が黒字となり、その差額が外国により金(この場合は金地金)の現送で支払われる結果としても金は発券銀行に入った。

さらには特殊のケースとしては、戦争の結果の賠償金を外国から受け取る場合などがある。例えば、日本は日清戦争(1894～5年)の結果、清国から賠償金並びに遼東半島還付報奨金として、ロンドンで英貨(ポンド金貨、当時邦貨で換算して3億5000万円以上)を受け取った。政府はこの償金の一部を、戦時中に政府が日本銀行から借り入れた資金を返済するために、「英貨のままで日本銀行に預け入れ、この預け金を以て既存の政府貸上(日銀による)を漸次返済するという操作を行った。日本銀行としては預入を受けた英貨は在外正貨(外国に置いた金準備-引用者の加筆)に編入した」¹⁰⁾。

要するに金本位制時代の中央銀行の金保有(金準備)は、基本的には国内外の産金業者の手から、すなわち中央銀行の領域外から流通に投じられた後、中央銀行への金貨での預金や借入返済により、あるいは中央銀行による金買い入れにより発生し、増加した。つまり、金は中央銀行の領域外から中央銀行の金庫へ入ったのであり、中央銀行が金を産出した(中央銀行が産金業者であった)わけではない。

これと似たように、日本銀行券は、(現実がそうであるように)政府の印刷所で製造されるにせよ、また仮に日本銀行自身が自らの印刷所で製造する場合にせよ、日本銀行自身の本来の業務にもとづいて作り出されるものではなく、業務の領域外から日本銀行にもたらされるものである。すなわち、比喩的にいえば、中央銀行は“現代の産金業者”ではないのだ。

では、それを製造し、中央銀行に持ち込むのは誰か。それは、中央銀行でも私的企業でもないから、結局、公的利益の代表者である政府でしかあり得ない。

日本銀行は、現実には、このようにして政府により発行された日本銀行券という名の紙幣を、独占的に、日本銀行自身の負債(取引先による預金など)を決済する手段として、あるいは債権取得の手段などとして、金融のルートを通じて市中に供給、流通させている。だが、このように日本銀行券をもっぱら日本銀行からの金融のルートで市中に供給すべき正当な根拠はない。そうではなくて、政府自身がこの政府紙幣を使用すべき根拠がある。

というのは、金産出量の増加とともに流通に入る新産金(現代では紙幣の増加分がそれに相当)には、「販売のない購買」、「供給のない需要」という需要創出効果があるからだ。

一般の商品生産者(サービス供給者を含む)の場合には、その生産過程で原料や労働力への需要は発生させるが、それらの合計金額よりも大きい額の産出物を商品として供給する。

これに対し、産金業者の場合にはその生産物（金）は貨幣商品だから販売する必要がない。あるいは、その産出物の販売とは即他の商品の購買であると解することができる。つまり、新産金が流過程に入る（貨幣として登場する）ということは、その額だけ純計で商品への需要が発生することになる。だから、産金が目立って増加した時（新金鉱の発見など）には、産業の景気が目立って刺激され、活況を呈したのである。

これと同じように、増発された中央銀行券＝紙幣が商品への購買に支出されれば、その金額だけ経済に対して需要効果を生む。これに対して、現に行われているように、増発された中央銀行券を一種の決済準備として中央銀行内に留保して中央銀行が対市中に信用供与（預金を創造して）を行った場合には、必ずしもその供与資金が市中銀行を経由して一般企業により生産的に利用される（他の商品への需要を生む）とは限らない。景気の悪い時には、そういう資金は生産的には利用されずに、往々にしてその多くの部分が投機に投じられるものだ。

そこで、増発された紙幣が商品への需要として支出されるようにするためには、政府が増発した紙幣を日本銀行へ引き渡すとともに、同行の政府預金口座に同額の預金を記帳させればよいのである。政府はこの増加した対日本銀行預金を引き当てに、それと同額の財政収入を計上し、それを政府支出に振り向ける。その結果、民間の企業や個人の側では同額の政府小切手（日銀支払い）を受け取り、事業支出に振り向ける（需要の発生）。それらの小切手は、事業者による給与の支払いなどを通じて、結局は現金化されるが、その現金化は取引銀行での（最後は日本銀行での）預金の引き出し（日本銀行券の引き出し）によって行われる。このようにして、増発された紙幣＝日本銀行券は流通の場へ入るわけだ。

2010年10月の現在、日本銀行は金融の超緩和とゼロ金利政策を実行して民間の需要（とくに民間投資による）を喚起しようとしているが、そもそも日本経済は現に大きな需要不足とデフレーションの状態にあるのだから、容易には民間の需要は起こってこない。

これに対して、いま上記のような方法で、例えば10兆円の日本銀行券を増発し、それに見合う政府支出（もちろんその内容は厳密に選ぶ必要があるが）を実行すれば、即効的な需要効果が発生し、現在見られるような景気不振も容易に克服することができるだろう。

このように日本銀行券発行とその利用の決定権を政府に移すことについては、政府によるその権限の濫用を恐れる意見が強く出ることは確実だろう。しかし、同じ危険は現在の制度の下でもあるわけだ。そうした濫用を防ぐためには、現在の日本銀行の政策委員会に似た独立機関、例えば「通貨管理委員会」を政府の外部に設置して、紙幣（さしあたりは日本銀行券の名称のままでよい）発行の管理に当たらせればよい。

もちろん、このような仕方での日本銀行券の供給を行うためには、法的にも制度の大改革（とりわけ日本銀行法の大改正）が必要であり、したがって早急にそれを実行することは難し

いだろう。

そこで、現行の法制・制度のままでこれと同様な効果がある日本銀行券の供給を行うには、政府が無利子・無期限の国債を発行し、それを日本銀行に引き受けさせればよい。その場合、現行の財政法は国債の日銀引受けを禁じている（第5条）が、同条の但し書き及び日本銀行法第34条第3項により、特別の理由があるとして国会で決議をすれば、決議した金額の範囲内で国債の日銀引受けは可能となる。

過去にさかのぼれば、日本銀行の兌換銀行券が消滅して日本銀行券がそれに取って代って以来、政府は紙幣＝日本銀行券の管理と使用の権限を日本銀行に委ね、自らはその権限を放棄する（全くそういう認識もなく）ことによって、巨額の政府支出とそれによる成長刺激の機会を逸してきた。そのことは、高度成長期を過ぎた後の日本の経済成長率を過度に押し下げ、デフレーションをもたらした。

また、増発紙幣を政府支出に利用する可能性を生かせなかった結果、財政の国債依存度を必要以上に大きくしたと推定できる。そのことと、成長率の低下による税収の減少が合わさって、累積の財政赤字が巨大化した。

他方で、成長促進の政策を過度に緩和的な金融政策に求めた結果、その影響で国の内外での金融バブルを発生することになったわけである。

上記のような政府支出の逸失利益を推計するためには、過去の日本銀行のバランスシートを全面的に組み替えてみる必要があるが、私は会計学の専門家ではないし、また目下はその点についての研究と調査を行う余裕がないので、今回のところはそのことは断念せざるを得ない。

では、将来上記のような通貨供給システムの全面的な改革が実現するだろうか。私は早晩その実現は不可避だと考える。現在、日本のみならず欧米の先進国の多くも、財政赤字累積の結果として、景気浮揚を図るための刺激的財政政策を実行する余裕を失ってきており、そのために景気刺激策としてますます極めて緩和的な、しかし効果が不確かな金融政策に依存せざるを得なくなっている。

要するに、先進国では従来型の（ケインズ主義的な）景気政策が行き詰まりに直面しつつあるのだ。現在のところは、中国などアジアをはじめとする新興諸国が高度経済成長期に入っているため、先進諸国はそれらの新しい高成長国への輸出の増加で成長の失速を免れているが、いずれは問題の深刻な表面化に見舞われるものと予想される。その時には、応急的な形のものであれ、抜本的なものであれ、通貨供給方式の改革が日程に上るであろう。

注

1) 森田哲弥・宮本匡章編著『会計学事典』第5版（中央経済社、2008年）

- 2) 富塚文太郎『ドル体制の矛盾と帰結』p.67 (読売新聞社, 1990年), 同「08年金融危機は恐慌か」(『東京経学会誌』265号所収, p.16, 2010年), その他
- 3) 金融制度調査会「日本銀行法改正に関する答申」(1997年2月6日), 金融庁ホームページ「大蔵省から引き継いだ情報(審議会)」のうち「金融制度調査会」所収
- 4) 日本銀行調査局編集『日本金融史資料』明治大正編・第8巻(大蔵省印刷局, 1956年) p.884
- 5) 吉野俊彦『円の歴史』(岩波新書, 1955年) p.21
- 6) 同上『日本金融史資料』明治大正編・第8巻 p.886
- 7) 同上第8巻中の「日本銀行半季報告解題」(土屋喬雄)のうち「日本銀行半季報告の分析」(吉野俊彦日本銀行内国調査課長-当時-)から。同書 p.29
- 8) 吉野, 同上, p.98～9
- 9) 同上『日本金融史資料』第8巻中の「日本銀行半季報告解題」(土屋喬雄) p.9
- 10) 同上, p.73の「日本銀行半季報告の分析」(吉野)の部分。